



平成 28 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 日鍛バルブ株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 原 利 道
(コード番号 6493 東証第 二 部)
問合せ先 常務取締役 李 太 煥
(TEL. 0 4 6 3 - 8 2 - 1 3 1 1)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等の訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出し、過年度決算短信等(訂正版)についても公表いたしました。

またこれと併せ、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局に提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第 90 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)
- 第 91 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
- 第 92 期 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
- 第 93 期 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)
- 第 94 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

2. 訂正の内容

上期の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は_____を付して表示しております。

(1) 第 90 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない判断いたしました。

記

平成 28 年 9 月に当社本社工場、堀山下工場並びに山陽工場において不適切な会計処理（以下「本件不適切会計処理」といいます。）が行われていた疑義が発覚いたしました。

当社はこの事実を受けて、本件不適切会計処理の事実関係の調査に加え、本件不適切会計処理に類似する事象の有無の調査、過年度の会計処理に及ぼす影響の調査、発生原因の分析及び再発防止策の提言を目的として、平成 28 年 10 月 31 日付で外部の弁護士・公認会計士を招き入れた調査委員会を設置いたしました。

調査委員会による調査の結果、当社工場における仕掛品の完成品計上、完成品、仕掛品、材料の架空計上等が行われていたことが確認されました。

これにより、当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成 24 年 3 月期第 1 四半期から平成 29 年 3 月期第 1 四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件不適切会計処理は、当社の業績が必ずしも堅調に推移しているとはいえない中、各工場において、工場利益の維持・確保を目指すという意識が強く働いていたこと、一部の従業員の規範意識が鈍磨していたこと、適正な財務報告に対する意識が低かったこと、当社の工場では会計処理に関連する部分についてマニュアル処理の比重が高く本件不適切会計処理の実行が容易であったこと、棚卸に係る内部統制上の不備があったこと、各工場の上部組織である製造統括部による監督機能が十分に機能していなかったこと等により発生したものと考えております。

このような当社の全社的な内部統制の一部及び在庫管理プロセスの一部に関する内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。なお、上記の開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、調査委員会からの報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

- (1) コンプライアンス最優先の意識改革
- (2) 規程類の明確化・棚卸プロセスの見直し
- (3) 業績評価・人事制度の見直し
- (4) 予算制度の見直し
- (5) 内部監査体制の強化
- (6) 法令遵守体制の強化

(2)第91期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成28年9月に当社本社工場、堀山下工場並びに山陽工場において不適切な会計処理(以下「本件不適切会計処理」といいます。)が行われていた疑義が発覚いたしました。

当社はこの事実を受けて、本件不適切会計処理の事実関係の調査に加え、本件不適切会計処理に類似する事象の有無の調査、過年度の会計処理に及ぼす影響の調査、発生原因の分析及び再発防止策の提言を目的として、平成28年10月31日付で外部の弁護士・公認会計士を招き入れた調査委員会を設置いたしました。

調査委員会による調査の結果、当社工場における仕掛品の完成品計上、完成品、仕掛品、材料の架空計上等が行われていたことが確認されました。

これにより、当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第1四半期までの有価証券報告書及び、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件不適切会計処理は、当社の業績が必ずしも堅調に推移しているとはいえない中、各工場において、工場利益の維持・確保を目指すという意識が強く働いていたこと、一部の従業員の規範意識が鈍磨していたこと、適正な財務報告に対する意識が低かったこと、当社の工場では会計処理に関連する部分についてマニュアル処理の比重が高く本件不適切会計処理の実行が容易であったこと、棚卸に係る内部統制上の不備があったこと、各工場の上部組織である製造統括部による監督機能が十分に機能していなかったこと等により発生したものと考えております。

このような当社の全社的な内部統制の一部及び在庫管理プロセスの一部に関する内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。なお、上記の開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、調査委員会からの報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

- (1) コンプライアンス最優先の意識改革
- (2) 規程類の明確化・棚卸プロセスの見直し
- (3) 業績評価・人事制度の見直し
- (4) 予算制度の見直し
- (5) 内部監査体制の強化
- (6) 法令遵守体制の強化

(3)第92期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない判断いたしました。

記

平成28年9月に当社本社工場、堀山下工場並びに山陽工場において不適切な会計処理(以下「本件不適切会計処理」といいます。)が行われていた疑義が発覚いたしました。

当社はこの事実を受けて、本件不適切会計処理の事実関係の調査に加え、本件不適切会計処理に類似する事象の有無の調査、過年度の会計処理に及ぼす影響の調査、発生原因の分析及び再発防止策の提言を目的として、平成28年10月31日付で外部の弁護士・公認会計士を招き入れた調査委員会を設置いたしました。

調査委員会による調査の結果、当社工場における仕掛品の完成品計上、完成品、仕掛品、材料の架空計上等が行われていたことが確認されました。

これにより、当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第1四半期までの有価証券報告書及び、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件不適切会計処理は、当社の業績が必ずしも堅調に推移しているとはいえない中、各工場において、工場利益の維持・確保を目指すという意識が強く働いていたこと、一部の従業員の規範意識が鈍磨していたこと、適正な財務報告に対する意識が低かったこと、当社の工場では会計処理に関連する部分についてマニュアル処理の比重が高く本件不適切会計処理の実行が容易であったこと、棚卸に係る内部統制上の不備があったこと、各工場の上部組織である製造統括部による監督機能が十分に機能していなかったこと等により発生したものと考えております。

このような当社の全社的な内部統制の一部及び在庫管理プロセスの一部に関する内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。なお、上記の開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、調査委員会からの報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

- (1) コンプライアンス最優先の意識改革
- (2) 規程類の明確化・棚卸プロセスの見直し
- (3) 業績評価・人事制度の見直し
- (4) 予算制度の見直し
- (5) 内部監査体制の強化
- (6) 法令遵守体制の強化

(4)第93期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない判断いたしました。

記

平成28年9月に当社本社工場、堀山下工場並びに山陽工場において不適切な会計処理(以下「本件不適切会計処理」といいます。)が行われていた疑義が発覚いたしました。

当社はこの事実を受けて、本件不適切会計処理の事実関係の調査に加え、本件不適切会計処理に類似する事象の有無の調査、過年度の会計処理に及ぼす影響の調査、発生原因の分析及び再発防止策の提言を目的として、平成28年10月31日付で外部の弁護士・公認会計士を招き入れた調査委員会を設置いたしました。

調査委員会による調査の結果、当社工場における仕掛品の完成品計上、完成品、仕掛品、材料の架空計上等が行われていたことが確認されました。

これにより、当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第1四半期までの有価証券報告書及び、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件不適切会計処理は、当社の業績が必ずしも堅調に推移しているとはいえない中、各工場において、工場利益の維持・確保を目指すという意識が強く働いていたこと、一部の従業員の規範意識が鈍磨していたこと、適正な財務報告に対する意識が低かったこと、当社の工場では会計処理に関連する部分についてマニュアル処理の比重が高く本件不適切会計処理の実行が容易であったこと、棚卸に係る内部統制上の不備があったこと、各工場の上部組織である製造統括部による監督機能が十分に機能していなかったこと等により発生したものと考えております。

このような当社の全社的な内部統制の一部及び在庫管理プロセスの一部に関する内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。なお、上記の開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、調査委員会からの報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

- (1) コンプライアンス最優先の意識改革
- (2) 規程類の明確化・棚卸プロセスの見直し
- (3) 業績評価・人事制度の見直し
- (4) 予算制度の見直し
- (5) 内部監査体制の強化
- (6) 法令遵守体制の強化

(5)第94期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない判断いたしました。

記

平成28年9月に当社本社工場、堀山下工場並びに山陽工場において不適切な会計処理(以下「本件不適切会計処理」といいます。)が行われていた疑義が発覚いたしました。

当社はこの事実を受けて、本件不適切会計処理の事実関係の調査に加え、本件不適切会計処理に類似する事象の有無の調査、過年度の会計処理に及ぼす影響の調査、発生原因の分析及び再発防止策の提言を目的として、平成28年10月31日付で外部の弁護士・公認会計士を招き入れた調査委員会を設置いたしました。

調査委員会による調査の結果、当社工場における仕掛品の完成品計上、完成品、仕掛品、材料の架空計上等が行われていたことが確認されました。

これにより、当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第1四半期までの有価証券報告書及び、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件不適切会計処理は、当社の業績が必ずしも堅調に推移しているとはいえない中、各工場において、工場利益の維持・確保を目指すという意識が強く働いていたこと、一部の従業員の規範意識が鈍磨していたこと、適正な財務報告に対する意識が低かったこと、当社の工場では会計処理に関連する部分についてマニュアル処理の比重が高く本件不適切会計処理の実行が容易であったこと、棚卸に係る内部統制上の不備があったこと、各工場の上部組織である製造統括部による監督機能が十分に機能していなかったこと等により発生したものと考えております。

このような当社の全社的な内部統制の一部及び在庫管理プロセスの一部に関する内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。なお、上記の開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、調査委員会からの報告等を踏まえ、以下の再発防止策を実施してまいります。

- (1) コンプライアンス最優先の意識改革
- (2) 規程類の明確化・棚卸プロセスの見直し
- (3) 業績評価・人事制度の見直し
- (4) 予算制度の見直し
- (5) 内部監査体制の強化
- (6) 法令遵守体制の強化

以上